

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和 年 月 日から施行する。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十五条の六第十一号(同令第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第六十八条第一号の規定は、施行日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。